

**桜新町商店街振興組合 事務所施設
利用規約**

1. 規約の範囲

桜新町商店街振興組合事務所利用に関して締結する契約は、この規約に定めるものとします。この規約に定めない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。

2. 場所

東京都世田谷区桜新町 1-7-6

桜新町商店街振興組合 事務所 東急田園都市線 桜新町駅徒歩 5 分

3. 利用目的

当会議室は、会議、講習会、研修会、セミナー、ワークショップ等にご利用ください。

4. 利用可能な日時

10:00～18:00

※時間外でも対応の可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 利用料金

1 階 イベントスペース

終日 10,000 円（税込）

（利用時間には準備・撤収時間が含まれます）

2 階 会議室

一般 3 時間 4,000 円（税込） 1 時間 1,500 円（税込）

会員 3 時間 3,000 円（税込） 3 時間 1,300 円（税込）

（利用時間には準備・撤収時間が含まれます）

6. 定員

2 階 18 名

7. 設備

1 階 ゲスト Wi-Fi・エアコン・電源コンセント・ピクチャーレール 10 本・折りたたみ可能壁面カ
ウンターテーブル・椅子 12 脚・Bluetooth スピーカー

2 階 ゲスト Wi-Fi・エアコン・電源コンセント・ホワイトボード・プロジェクター（壁
面投影）・テーブル・椅子 18 脚

8. 備品の貸出

備品の貸出は行なっていません。予めお客様にてご用意ください。

9. 機材等の持ち込みについて

当会議室の住所宛に配送はできません。

10. 駐輪・駐車について

当施設には駐車場・駐輪場がありません。会場までは徒歩でお越しいただくか、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

11. 事前見学について

事前に見学いただけます。お問い合わせください。(要予約)

12. 予約時間について

予約した利用時間内で会場準備と原状復帰をお願いいたします。

余裕を持った利用時間で予約してください。

13. 予約申込方法

まずはお問い合わせの上、利用日時の空き状況をご確認ください。

お問い合わせはメールまたはお電話にて承っております。

- ・メール：t-yoshiike@sakurashinmachi.net
- ・電話：03-3702-7850

●メールの場合

お問い合わせいただきましたら、利用日時の空き状況を返信いたします。

その上で、3営業日以内に予約申込内容をメールにてご返信願います。

- ・御社名
- ・ご担当者名
- ・ご連絡先電話番号
- ・予約日時（例：2024年10月10日14時～16時）
- ・利用人数
- ・利用目的（例：会議用）

●お電話の場合

お問い合わせいただきましたら、その場で空き状況を返答いたします。

その上で予約申込の際は本利用規約のご案内がございます。

必要事項にご回答いただき、予約申込となります。

予約申込をいただいた時点で本利用規約に同意したこととなります。

14. 長期利用について

定期利用・長期利用の場合には別途ご相談をお願いします。

内容によっては別途契約書が必要となる場合があります。

15. 利用料金のお支払いについて

当日現金支払いをお願いしております。

請求書をご希望の場合は事前にご連絡をお願いします。なお、振込手数料はお客様ご負担となります。

16. キャンセルについて

予約のキャンセルにつきましては、すでにお支払いいただいている利用料金を下記の通りキャンセル料として頂戴いたします。

- ・ご利用日 前日 利用料金の 50%
- ・ご利用日 当日 利用料金の 100%

※当日、荒天、台風や震災等の災害や各種交通機関の運休等で、利用者様が会議室をご利用いただかない場合にも、上記キャンセル料金が適用となります。

17. ご利用する日時の変更について

- 同一日で利用時間の変更をご希望の場合

ご希望時間に空きがあれば変更いただけます。

- 別の日時の変更をご希望の場合

- ・空きがあれば変更可能です。別日をご希望の場合は別途お申込ください。

18. 返金について

- ・利用料金をすでにお支払いいただいた上で、利用日 2 日までにキャンセルをご希望の場合、利用料金を返金いたします。
- ・利用料金をお支払いいただいたにも関わらず、こちらの都合により貸会議室をご利用いただけない場合、全額利用料金を返金いたします。

19. ご利用日当日について

予約時間にご来所ください。スタッフがご案内いたします。

当日、受付は設けておりません。参加者のご対応はご担当者様が行なってください。予約時間内は貸会議室と共用スペースのみご自由に入室可能です。

終了後は桜新町商店街振興組合事務局スタッフへお声がけください。確認を行います。

20. ご利用上の注意

●飲食物について

ソフトドリンクや軽食はご自由にお持込みいただけます。ただし、臭いが強いもの、周囲が汚れやすいものはお控えください。

アルコール類の持ち込みは禁止です。

利用後著しい汚れが見られる場合は、清掃料を別途請求いたします。

●喫煙について

当会議室及び建物内・建物周辺は禁煙です。

●お子様連れでのご利用について

当建物には託児所がございません。お子様連れでご利用の際は必ず「お子様を見守る役割の人がいる事」が条件となります。

●禁止事項

- ・火器などの危険物を持ち込み使用すること
- ・利用目的と異なる利用
- ・当会議室の使用権の転貸及び譲渡
- ・騒音や振動する機械の使用など他の階や近隣に迷惑になること
- ・暴力的、卑猥な行為、その他公序良俗に反すること
- ・政治、宗教、ネットワークビジネスやマルチビジネスなどに関連したイベント
- ・その他桜新町商店街振興組合が不適当と認める使用

●開催時の注意事項

設営はご予約時間になりましたら主催の方々で準備をお願いいたします。

廊下及び階段など共用スペースでの立ち話はお控えください。

終了後の後片付けや原状復帰については主催者の方々でご対応ください。

●現状復帰について

会議室内のレイアウトは原則変更できません。

著しい汚れが見られる場合は、別途清掃料金を請求いたします。

●その他注意事項

- ・貸会議室の備品を許可なく室外に移動や撤去する行為は固くお断りしております。
- ・貸会議室内以外のスペース（同階トイレ・廊下・階段）は共用となっております。許可なく占拠することを禁じます。荷物等に関しましても全て貸会議室内で保管してください。
- ・建物内、他の階の部屋への入室は固くお断りいたします。
- ・大きな音や振動等他の階や近隣に迷惑となる行為等は禁止です。
- ・暴力団関係者、その他反社会団体に属する元の認められる場合、お申し込み・利用はお断りいたします。

上記をお守りいただけない場合は、利用中であっても利用の停止、又はご予約の取消をいたします。ご注意ください。

ご利用中、規約違反により退出いただいた場合につきましては当日キャンセルと同扱いとし返金対応はできません。

21. 責任区分

- ・貸会議室の利用に際して発生した事故や盗難、紛失等につきましては、桜新町商店街振興組合では一切責任を負いません。

また、利用期間中（準備・撤去などを含む）に発生した事故に関しましても、利用者に全て責任を負っていただきます。

準備や搬入、撤去、解体、利用期間中など、事故防止には万全を期すとともに、盗難、火災、事故が発生しないように、運営を行って頂きます。

- ・利用者が、貸会議室や建物、備品等を汚損や毀損、紛失した場合、修理代等として実費弁償していただきます。

その他の第三者に対して損害を与えた場合において、利用者はその他の第三者が被った損害を賠償して頂きます。

また、上記が原因により会議室等の利用が出来なくなった場合、他の会場への変更や損害の実費弁償と、利用料金に基づく逸失利益などを合わせた金額を負担して頂きます。

- ・荷物、貴重品などのご利用者の責任で管理してください。万が一盗難、紛失した場合は、桜新町商店街振興組合は一切責任を負いません。

荷物の一時的預かりは、保管上のトラブルを避けるため固くお断りしております。

貸会議室を利用中に発生したトラブル、損害につきまして桜新町商店街振興組合は一切責任を負いません。

- ・こちらの都合により開催ができなかった場合のお支払いいただいた利用料金は返金いたしますが、開催できなかったことに関わる損害については一切責任を負いません。

2026 年 7 月桜新町商店街振興組合 事務局